

計 四拾圓也

三 重 縣

○ 準 寡 婦

一、調査原票番號 第 號

二、現 住 所 三重縣津市〇〇〇〇〇番地

某 (三十一歳)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|--------|
| (1) | 夫 | (三十六歳) |
| (2) | 長 女 | (十三歳) |
| (3) | 長 男 | (十一歳) |
| (4) | 次 男 | (十 歳) |
| (5) | 四 男 | (一 歳) |

四、家族及住宅状態

夫は鳥羽鐵工所に勤務、社宅係として月々四拾圓の收入により一家六人の糊口を凌ぎ來りしも大正十三年末持病の喘息の爲め俄然重態に陥り遂に解雇せられたるを以て、止むなく五人の家族を引連れ

本籍地(三重縣志摩郡〇〇村)に兄を頼りて歸郷したるも、當時兄夫婦は七人の子女を擁し、僅かに小作農によりて生活するの身分なるを以て救助を得る事能はず詮方なく流浪の末現在の地にて茅屋に病臥呻吟するの状態なり。長女(十三歳)は就學猶豫を許されて、他家に子守奉公に出で長男(十一歳)次男(十歳)の兩人は小學校に通學し四男(一歳)は母の手許にあり。夫婦は子女の教育に留意する事甚だ厚し。

住居は六疊と二疊との二室にして、土間の片隅に炊事具二三を置き破れたる布團に病夫を横へ看護の傍ら乳兒を哺育する妻はその容貌全く憔悴せり。

五、生計状態

病夫と四人の子女を抱へながら妻は決死の覺悟にて或は細造り或は磨砂賣等に從事して一家の露命を繋ぎ來りしが今はそれ等仕事の途も絶へ止むなく長女(十一歳)の就學猶豫を請ひて他家に子守奉公に出し、毎月五圓の收入を得て生活の一助となし、又病夫を残し幼兒を脊負ひて車を挽き、紙屑買を始め辛じて其日の糧を稼ぐの實情にあり。

事情斯くの如くなるを以て、方面委員、學校長等協議の結果夫には恩賜財團濟生會の治療券を受けて治療を受けしめ、二人の子女には教科書及學用品及被服を給與して、就學を奨勵し、更に市より生活費を給與すべく目下考慮中なり。

東京府

○準寡婦

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現住所 〇〇〇假住宅第〇〇〇號

何某女 (三十六歲)

三、家族

- | | | | |
|-----|----|---|--------|
| (1) | 夫 | 某 | (五十一歲) |
| (2) | 長男 | | (四歲) |
| (3) | 次男 | | (二歲) |

四、家族狀況

(イ) 夫の經歷

東京府下西多摩郡某村に生れ、五人の兄弟ありしが、目下は一兄一姉を残して他は悉く死去し、而も何れも甚だ貧困なる状態にあり。本人は二十五歳の時妻帯して農業に従事しつゝありしも、生計困難なる爲め三十一歳の折妻と共に東京に出で、自由労働者の群に入りて深川區富川町に居住中、妻は男子二人を残して死去したり。残れる夫は幼兒二人を擁して途方に暮れたりしが、遂

に生家の相續者たる甥の家の子供二人を托して、自身は依然日傭人夫を爲せるも、充分なる働きをなし得ず、纔かに糊口するに過ぎざりき。然る中現在の妻と同棲するに至り、其後兩人の間に更に二子を設け家計困難なるが上に最近夫は中風症に罹り言語起居共に不自由となり全く貧窮の極に陥りたり。

(ロ) 準寡婦某の經歷

本籍地埼玉縣北葛飾郡某村某の長女にして、父某は子供三人を有しながら不身持のため妻と離別し更に後妻を迎へ、兩人の間に二男一女を擧げ、準寡婦某女は其末子なり。某女六歳の時、母は父の酒癖の爲め男子二人を連れて離婚し、某女一人父の許に残されたり。されど父は酒癖の爲め到底子供を養育する能はず、爲めに某女は伯父の許に引取られ八歳の時附近の農家へ子守奉公に出されたり。以後轉々所々に奉公せり。某女十歳の時、實父が程遠からぬ〇〇町に米搗を業としつゝあることを知りて尋ね行きたるも、當時父は既に二人の連子を有する後妻と同棲せるを以て其虐待に堪へず、數日ならずして、附近の機業家に糸捲き工女として雇はれ、十五歳に至つて千住町の餅屋に奉公換へをなし此處に二十歳迄居り、其間一度結婚したるも間もなく離婚したり。其後某所に奉公中、偶然附近に奉公中の先夫と出會ひ再び夫婦關係を結び同棲數年に及びしも双方嫌忌の心生じて離別し某女は後一ヶ月を出でずして現在の夫某(當時日傭人夫)と同棲して今

日に及べるものなり。

五、生計状態

酒癖ある夫と放縱なる妻との家計状態貧困なること當然なるも殊に久しき不景氣の爲め職を求むるに由なく、生活愈々窮迫したるが更に夫は約二ヶ月以前より前述の如き中風症に罹りし爲め全く絶體絶命となれり。依りて目下東京府社會課員の手にて救済の道を講ずると共に夫妻の郷里に照會中なるも、夫は郷里に對して今日迄一再ならず不義理をなし、妻は兄弟と親み薄く之亦不義理ありて何れも助力を藉ること能はず。

準寡婦の母も男より男へ轉じて種違ひの子五人を有し、現在三人目の夫と同棲中にして親子共貞操の念なきを見るべく、若し適當なる保護の加はらざらんか準寡婦はやがて第三の男に走るに至らん。兒童の將來は暗澹たり。

○ 準 寡 婦

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現 住 所 東京市下谷區〇〇町

何 某 女 (三十七歳)

三、家 族

(1)

夫

(三十七歳)

(2)

長 男

(四 歳)

四、家族状況

最初は夫婦仲睦まじく相當の暮らしをなしたりしが大正十四年十月頃夫が其勤務先なる工場の整理に遭ひて職を失ひてより生活頓に困難に陥り之が爲めに夫は遂に精神に異常を來し、後詐僞を働きたることあるも診断の結果精神病者として同年十二月三十日根岸病院へ送られたり。爾來妻某女は重なる不幸に身の不運を歎き乍らも眼前に迫る飢餓は之を如何ともするに由なく泣く／＼幼兒を抱へて袋張の内職をなしつゝ僅かに露の如き命を繋ぎて今日に至れり。

五、生計状態

親戚にして所在の明かなるは千葉縣某町の夫の兄一人あるのみなれども同人は亦精神病者にして扶養能力なし。

住宅は自己所有に關る八疊一室の(バラック)にして地代五圓なり。之に同居人を置きて拾圓を得内職に依る收入九圓とを合せて拾九圓の收入あれども内、地代五圓を支拂ひて殘る拾四圓にては一家を支持すること到底不可能なるを以て方面委員は隨時各方面の同情に訴へ救助を仰ぐと同時に隔月方面救助金七圓五拾錢を支給しつゝあり。

○ 寡 婦

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現 住 所 東京市深川區〇〇〇町

何 某 女 (四十二歲)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|-------|
| (1) | 長 男 | (十五歲) |
| (2) | 二 男 | (死 亡) |
| (3) | 三 男 | (十一歲) |
| (4) | 四 男 | (九 歲) |
| (5) | 五 男 | (七 歲) |
| (6) | 六 男 | (五 歲) |
| (7) | 長 女 | (三 歲) |

四、家族狀況

寡婦某女の夫は機械職工にして相當の收入ありしが大正十二年九月の大震災火災の節次男(當時十四歲)と共に深川區高橋附近にて溺死し茲に一家の柱石を失ふに至り遺族は一時路頭に迷ひしが其後某

女は他家に奉公中の長男を自宅へ呼び戻し大正十四年九月十四日より深川區某會社に日給五拾錢にて給仕として通勤させ、自らは幼兒を三男に守らしめて終日内職に勵みつゝあり。

五、生計狀態

寡婦某女が終日内職に勵みて得る處は平均五拾錢にして、之に長男の日給五拾錢を加ふるも一日の全收入僅かに壹圓に過ぎず、而も内職は時として絶ゆることあり、如何て之を以て一家七人の生計を維持し得んや、故に方面委員は極力各方面の同情に訴へて金品の給與を得之によりて辛くも其日の糊口を凌ぐの狀態なり。

○ 準 寡 婦

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現 住 所 京都市上京區〇〇〇通〇〇〇〇丁目〇〇町

何 某 女 (三十七歲)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|-------|
| (1) | 長 女 | (十二歲) |
| (2) | 次 男 | (八 歲) |
| (3) | 三 男 | (六 歲) |

四、家族状況

寡婦某女の夫は賃職なりしが大正十四年の春一家を捨て、家出し八方手を盡して捜査したるも消息全く不明なりしかば、某女は泣く／＼長男(十歳)を某織屋へ奉公に出し、長女(十二歳)をして幼児の子守をなさしめ自身は賃職業を営み健氣にも生活の爲めに奮闘しつゝあり。

五、生計状態

準寡婦某女が賃職業を営みて獲る月収は約參拾圓此の外長男(十歳)が奉公先より毎月五圓を送金すれども、之を以ては到底一家七人の生計を支ふる事能はず。殊に夫家出の時主婦は尙妊娠中にして當時愛國婦人會幹部の人々が訪問したる細民地區の中にて此家族は最も悲慘なる家庭なりき。而して昨年十二月下旬より本年一月次女を分娩して再び職につくまでは、某篤志家の施與金品によりて辛じて一家の生計を支へたり。

某女には少數の親戚あるも、殆んど皆無資力者にして唯一人經濟的助力を受け得る見込ある夫の妹婿某(現に廣島縣〇〇郡某町在住)は夫家出後方面委員が再三交渉をなしたる結果、昨年十二月より向

- | | | |
|-----|----|------|
| (4) | 四男 | (四歳) |
| (5) | 五男 | (二歳) |
| (6) | 次女 | (當歳) |

一ヶ年間家賃の半額(月參圓)を負擔し他の半額は家主が減額し呉るゝ事となりたるも最初の二ヶ月分を送金せるのみにして、其の後は全然約束を履行せず、今は全く寄る可き望なきに至りたり。事情斯の如くせば一家の窮狀實に見るに忍びず、各方面よりの一時的救助に依りて僅かに不足分を補ひつゝある状態なり。

居宅は四疊一室のみにして此所に親子七人起居し居り、兒童の教育の如き全く望みなき有様なり。

〇 準 鰥 夫

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現住所 京都市上京區〇〇〇〇町

何某男(二十五歳)

三、家族

- | | | |
|-----|----|--------------|
| (1) | 妻 | (年齢不詳)(行衛不明) |
| (2) | 父 | (年齢不詳) |
| (3) | 母 | (同上) |
| (4) | 長男 | (四歳) |
| (5) | 長女 | (一歳) |

四、家族状況

主夫某は壯年期にあるも兎角健康勝れず現今脚氣に加ふるに胃腸病、腎臓炎を患ひ濟生會診療所の診療を受けつゝあるが、之が爲め一家の生計に支障を來せるは云ふ迄もなく、又内縁の妻某の心は夫を離れ些細の事より口論の末、病夫と二人の子を捨てゝ家出し、行衛不明なり。

某の父は人力車夫を生業としたりしが既に老齡に達し且つ眼疾を患ひたる爲め營業も出來ず日々の糧に窮するの餘り、時に車を曳きて辻に立つことあるも、客を得て走れば人や車に衝突して思はぬ怪俄を負ひ、却て家の負擔を重からしむるに過ぎず。

母は父に比し十歳の年長者にして一層老衰せるを以て生計を助くるが如きは到底望み得ざる所にしで僅かに孫の世話を爲し得るに過ぎず。

五、生計状態

事情斯の如くにして一家の生計を支へ得るものなし。然も無心の幼兒及乳呑兒は飢餓を訴へて止まず。主夫某は子の不慇なるに鞭打たれつゝ病軀を起して河原に出で砂利篩等の勞働に従事して僅か拾五圓内外の賃銀を得て、或は一家五人の粥及ミルクの代に換へ尙足らざるも近隣の同情を得つゝ漸く露命を繋ぎ居る状態なり。

居宅は長屋にして二室を有するも疊は破れて名のみなり。

大 阪 府

〇 寡 婦

一、調査原票番號 第〇〇〇號

二、現 住 所 大阪市東區〇〇町

何 某 女 (三十四歳)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|--------|
| (1) | 母 | (七十一歳) |
| (2) | 弟 | (二十七歳) |
| (3) | 長 女 | (五 歳) |
| (4) | 長 男 | (三 歳) |

四、家族状況

以前は相當の生活を爲したりしが、昨年七月夫病床に臥し、眼病を併發して遂に兩眼共失明するに至りたるより、生計頓に窮迫せり。夫は殊勝にも病弱の身を以て按摩術を習得せんと志したるも、間も無く病勢俄かに募りて本年五月六日遂に死亡したるを以て、寡婦某は茲に家を閉ぢ幼兒二人を連れて實家に歸りたり。

然るに實家には七十一歳の實母と、病弱且能力不充分の爲め失業せる弟(二十七歳)とあり。實母は老齡の爲め何等家計の手助とならず、纔かに五歳の女子の世話を爲すに過ぎず。従つて一家五人の生計は寡婦一人の手にて支へざるべからざる有様なり。

五、生計状態

事情右の如くなるを以て、寡婦某は三歳の子供を晝間他人の許に委託し、自らは住友電線製造所の女工となりて一ヶ月約参拾圓の工賃を得之れを以て一家五人の生計費に充てつゝあれども到底收支償はず、生活極めて困難なり。

(生活費最低所要額六拾圓なりと云ふ)

弟(二十七歳)の就職につきては、方面委員に於ても極力盡力しつゝあれども、未だ適當なる職業を見出すこと能はず。方面委員は寡婦親子の爲め大阪市に自宅救助の申請を爲したるも、二十七歳の弟あるの故を以て該救助の恩典に浴することを得ず、其の措置に窮したる爲め大阪府方面慈善資金の交附を爲し且つ當該方面よりも若干の給米を爲して一時を凌がせつゝあり。

住宅は三疊一間の見るも哀れなる棟割長屋にして子供等は實に不潔極まる状態に放置され居れり。

○ 鰥 夫

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現 住 所 大阪市東區〇〇町

何 某 男 (三十歳)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|--------|
| (1) | 父 | (六十九歳) |
| (2) | 母 | (同) |
| (3) | 弟 | (十歳) |
| (4) | 妹 | (不明) |
| (5) | 甥 | (十歳) |
| (6) | 長 女 | (十歳) |
| (7) | 二 女 | (七歳) |
| (8) | 長 男 | (四歳) |

四、家族状況

鰥夫某は本年三月妻を失ひ、其業務(製箱職)に勵むと雖も家族の數多く老父母と三人の子女を養育するさへ容易ならざるに加へ、十歳の弟を養ひ、更に最近夫を失ひたる妹が子供(十歳)と共に來りて寄食し、爲めに一家は九人の多人數且つ複雑なる家庭となり、而も收入の途としては六十九歳の老父

が菓子、飴等の露店營業をなすあるに過ぎざれば、鰥夫の負擔は實に過重も甚しく、若し斯る狀態繼續せんには、家族の前途には無限の悲慘と暗黒あるのみなり。

五、生計狀態

鰥夫某が能ふ限りの勞働をなして得る所の月收は約五拾五圓にして、之に老父が露店營業によりて得る所の拾五圓を加ふるも一家の全收入七拾圓に過ぎず。然るに一家の生活費は最低八十圓を缺くと能はず。

居宅の室數は二間七疊半に過ぎず。此所に九人の家族が漸く雨露を凌ぐの慘狀は實に想像に餘りあり。

○ 鰥 夫

一、調査原票番號

第〇〇號

二、現 住 所

大阪市南區〇〇〇〇、〇丁目

何 某 男 (四十二歲)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|--------|
| (1) | 父 | (六十九歲) |
| (2) | 長 女 | (十七歲) |

- | | | |
|-----|-----|-------|
| (3) | 二 女 | (十三歲) |
| (4) | 長 男 | (九 歲) |
| (5) | 二 男 | (七 歲) |

四、家族狀況

妻は病に罹り貧困の爲め藥石と看護も意の如くならず、大正十二年一月遂に十四歳を頭に四名の子女を残して死去せり。夫某は幼兒足手纏ひとなりて稼業の人力曳も意の如くならず、朝は後れて家を出で夕は早く歸宅することを餘儀なくされ、従つて收入減少せり。辛うじて一年餘を過ぎたるが翌大正十三年五月重なる借財に堪へ兼ね、遂に長女(十七歲)を前借二百圓にて愛知縣某町に藝妓見習として住込ませたり。然るに後二ヶ月を出でずして右長女は風眼に罹り、病勢容易に衰へずとの報に接し鰥夫某は途方に暮れ方面委員に相談の上、七月一日一旦家に伴れ戻り、更に方面委員の勞に依り、赤十字社病院に施療患者として入院せしめたり。専心治療の結果、漸く物の形を識別し得る程度に視力を恢復し、八月十二日退院歸宅せり。されど再び藝妓見習の務に出づること能はざれば、方面委員を通じて雇主と交渉し治療費等を合して貳百六拾圓餘となれる借財を百八拾圓に減額し、毎月五圓宛の月賦を以て支拂ふべき證書を作製され、爾來家族の食物を減じて其の償還に努めつゝあり。

五、生計狀態

現在鰥夫某は子女養育の傍人力曳に依り得る月収は四拾圓に過ぎず。老父及子女の内職に依り得る所約十圓、合せて五拾圓の收入あるも最低生活費六拾餘圓を要し到底家計を支ふる能はず、時々各方面よりの救助に依り、辛くも糊口を凌ぎつゝある状態なり。

住居は二室、六疊半の破屋にして、此所に老衰せる祖父、眼疾を患へる長女と共に六人の家族が露命を繋ぐ様實に悲惨なり。

神 戸 市

○ 準 寡 婦

一、調査原票番號 第〇〇〇號

二、現 住 所 神戸市〇〇町〇丁目

何 某 女 (三十二歳)

三、家 族

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| (1) | 夫 | (三十八歳) |
| (2) | 長 男 | (十二歳) (實家に委託) |
| (3) | 二 男 | (九 歳) |
| (4) | 長 女 | (六 歳) |

(5) 次 女 (一 歳)

四、家族狀況

主婦某女の夫は病身ながら、下駄加工職を営み、一家を支持し來りしが最近肺結核に冒されて、病床に就き一家の收入途絶え糊口に窮したる爲め長男(十二歳)は之を國元なる實家に送りて扶養を託し九歳の次男に幼児の子守を爲さしめて主婦は夫の看病の旁、晝夜を通じて、見習ひたる下駄加工職に勵みつゝあり。

五、生計状態

準寡婦某女が下駄加工に依りて得る月収は約拾四圓にして、支出は少くも家賃六圓、米代拾圓、其他六圓、合計貳拾貳圓を要し結局月々八圓内外の不足を免がる能はざるなり。

住宅は三疊一室のみにして、肺結核の夫の外四名の家族が起居を共にする様誠に寒心に堪へず。準寡婦某女が三名の乳幼児を擁し、病夫を看護しつゝ月收拾四圓を得るは實に晝夜一寸の休養もなく極度に勞苦する結果なり。故に某女が過勞の爲め一度病に冒されなば、一家は全然破滅するの外なかるべし。

○ 孤 兒

一、調査原票番號 第〇〇號

二、現住所 神戸市〇〇町

何 某 (十二歳)

三、家族

(1)	弟	(十歳)
(2)	弟	(九歳)
(3)	弟	(四歳)

四、家族状況

母某は久しく病床に苦みし後、大正十三年四月遂に不歸の客となり、病身なりし父は、悲歎と生活難の爲め遂に精神に異常を來して、大正十四年十二月常時十一歳を頭に五人の小兒を残して自殺せり。其後五名の子供は義叔母の家に引取られ、長男某(十二歳)は警察署の斡旋により燐寸工場の職工となりて働きつゝあり。

五、生計状態

四名の弟を託せる義叔母は亦極貧にして、家賃七圓、三疊一間の破家に一家七人が雜然同居し、到底兒等を扶養する能力なく長男某は日々の勞働によりて得る日當六拾錢を悉く兄弟の生活費に充てつゝあるも、尙不足多く頗る悲慘の状態なり。

横濱市

〇 準 鰥 夫

一、調査原票番號 第號

二、現住所 横濱市〇〇町〇〇番地

何 某 男 (四十八歳)

三、家族

(1)	妻	(四十一歳)
(2)	長女	(十五歳)
(3)	二女	(十四歳)
(4)	三女	(十二歳)
(5)	長男	(七歳)
(6)	四女	(二歳)

四、家族状況

準鰥夫某は性愚直といふべく妻亦溫和にして夫婦睦しく共に稼ぎて食しき中にもよく子女の養育に意を用ひ來りしが妻は昨年四女を生みて間もなく神経痛にて病床に就きてより仕事は云ふに及ばず乳

幼児の世話も意の如くならず、夫は全く片腕を失ひたる状態となれり、其上不景氣甚しき爲め夫の職業（護謨靴修繕）成り立たず、一家は日々貧苦に悩み居れり。

五、生計状態

準鰥夫が終日働きて得る所は晴雨により異れども月收參拾圓を超えることは甚だ困難にして、長女（十五歳）が病母と弟妹とを世話し乍ら内職をなして得る所月額約五圓合計一ヶ月卅五圓を以て一家七人の糊口を維持せざるべからざる状態なり、而も家族の生活費は尠くも五拾圓を要する爲め如何に節約するも拾五圓の不足を免れず。

住宅は二室八疊の「ブラック」にして七人の家族雜居せり、兒童の不規則、無監督なる生活察するに餘りあり。

附 錄

愛知 兩縣の用ひたる調査要綱解説
埼玉

自己の家庭に於て子供養育中の家庭調査解説 (愛知縣)

一、被調査者に就て

満十四歳以下の子供を、自己の家庭に於て養育する寡婦、準寡婦、鰥夫、準鰥夫、並に夫妻共に故障あるものにして、生活困難なるもの、世帯人員、収入、住居に就き詳細に調査するのです。(寡婦若くは準寡婦の説明は「子女養育中の貧困寡婦調査要綱解説」参照)

鰥夫とは妻に死別したものを云ひます。準寡夫とは妻の所在が一ヶ年以上不明のもの或は老衰、廢疾、疾病のため、子供の養育困難なるもの、又は妻が在監中の者、精神病院に入院中の者を云ひます。夫妻共に故障あるものとは夫婦共に老衰、廢疾又は疾病に罹れるもの、夫妻共に所在が一ヶ年以上不明のもの、或は夫妻共に在監中のもの等を意味します。

I 調査の標準となる月收入

寡婦又は鰥夫で満十四歳以下の子供一人を養育する場合……一家収入月額參拾圓以下

夫妻(準寡婦のとき)にて子供一人の場合……一家収入月額四拾五圓以下

夫妻共に故障あるものにて子供一人の場合……一家収入月額五拾五圓以下

右は満十四歳以下の子供一人を増す毎に七圓増とします。

其他恤救規則に依り救助中のもの、若しくは救助の必要ある者、濟生會診療券の交付を受ける者
其他保護救済を受けつゝある寡婦、準寡婦、鰥夫、準鰥夫、夫妻共に故障あるものにして満十四
歳未満の子供あるものは勿論包含されます

注意 1. 自己の家庭とは被調査者が世帯主である家庭を意味します。世帯の意味に就ては國勢調
査當時の意味に解して下さい。

注意 2. こゝで云ふ夫妻とは届出した夫妻は勿論、届出しない夫妻も含まれます。

II カード記入注意

(1) 姓名及種別……該當者の姓名を記入し、寡婦、鰥夫若しくは夫婦共に故障あるものゝときは
1. 寡婦 3. 鰥夫 5. 夫婦共に故障あるものゝ中相當する□を□として下さい。準寡婦、準鰥夫の
とき 2. 準寡婦 4. 準鰥夫相當する□を□とし尙、IIの欄の I II III IV V VI VII 項の何れか
に該當する項を□として下さい。

例へば夫が老衰、疾病云々の項に該當するときは夫□として下さい。但し夫が届出した夫である
か、或は届出のない内縁の夫であるかに従つて、法律婚□或は内縁□婚として下さい。妻の場合
も同様です。

次に夫婦共に故障あるときは、其故障がIIの欄の何れに該當かを見て、其該當項に相當する夫、

及び妻の下にある□を□として下さい。此の場合も内縁婚と法律婚を分けて下さい。

注意 夫妻共故障あるものゝ中「夫妻共に監中のもの」、及び「夫妻共に所在一ヶ年以上不明」のた
め、今迄の世帯主或は、世帯の主宰者が一時居らなくなつた場合に、他の人（例へば子供
の伯父、伯母の如き）が今迄の世帯主に代つて、其の世帯をたて、残された子供を養育す
る様になつたときには、Iの姓名及種別の欄には、現世帯主の姓名を記し5. 夫妻共に故障
あるものゝ□を□として下さい。

III 自己の家庭に住居する子供

こゝに自己の家庭とは、子供養育中の夫妻或は鰥寡婦、準鰥寡婦及び現世帯主に對しての意味で
す。即ち、此等の人々が世帯主である家庭の意味です。

IV 住家

自己の住家とは必ずしも自己所有の住家と云ふ意味ではなく、たゞ自己の住家が一家あればよ
いのです。此場合には

1. 自己の住家に□を付けて下さい。
2. 他と同居 自己の家庭が間借して居れば此項□として下さい。

V 住家の状況及世帯人員

1. 室 數 自己の住家に室數が幾つあるかを書くこと。
2. 疊 數 疊が何疊敷いてあるかを書くこと。
3. 世帯人員 一緒に住んで生計を共にして居る人々の數を書くこと。

Ⅵ 世帯主及其の子供以外の世帯人員

1より9迄の欄に相當する人々の數を記入すること。

Ⅶ 月收入額……生活所要額及不足額……註(概算でよろしい)

1. 世帯主(鰥寡婦若くは準寡婦、夫或は妻及び現世帯主)の収入が毎月平均幾何になるかを記入すること。
 2. 家庭にある満十四歳未満の子供の収入があれば記入すること。
 3. 家庭にある満十四歳以上の子供の収入を記入すること。
 4. 官、公、私團體よりの補助……此補助は金銭であると實物であるとを問はない。若し實物である場合には金額に見積りて月平均幾何になるかを書くこと。
 5. 其他の種々の方面から入つて來る月平均収入額を記入すること。
- 生活所要額及不足額
- (1) 生活所要額とは當時の状態の生活を續けるに必要な生活費を意味します。

(2) 不足額とは生活所要額より収入月額を差引いた残りです。

子供養育中の寡婦調査注意書

愛知縣社會課

- 一、被調査者に就ては本縣調査解説を參照して下さい。(別紙要綱解説とあるは只解説と訂正す)
- 二、調査原票記入は方面委員設置の區域にありては全部、其他はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、の欄のみにて宜し。
- 三、調査の標準となる月收、

市部に於ては寡婦にして満十四歳以下の子供一人を有する場合

一家収入月額參拾圓以下

夫婦(準寡婦の場合)にて子供一人を有する場合

一家収入月額四拾五圓以下

右は満十四歳以下の子供一人を増す毎に七圓宛増すものとす。

例へば、寡婦にて子供三人ある場合

一家収入月額四拾四圓以内

夫婦にて子供五人有る場合

一家収入月額七拾參圓以内

郡部に於ては以上の額より約三割減とします

寡婦にして満十四歳以下の子供一人を有する場合

一家収入月額貳拾壹圓以内

夫婦(準寡婦の場合)にして子供一人を有する場合

一家収入月額參拾壹圓以内

右は子供一人を増す毎に五圓増とします

恤救規則に依り救助中の者、若くは救助の必要ある者、濟生會診療券の交附を受くる者。

其他保護救済を受けつゝある寡婦及び準寡婦にして満十四歳未満の子供あるものは勿論包含されます。

四、町村役場に於ては、調査困難なときは、警察官吏、其他適當と認めたる者と打合せ適當の方法を採らるべきこと。(方面委員設置ある所は方面委員へ依頼しある故打合せを要するべきこと)

五、解説中自己の家庭と云ふは、自分が世帯主である家庭を意味します。それ故此の調査は寡婦若しくは準寡婦が世帯主の時のみ調査せらるゝこととなります、世帯の意味については國勢調査當時の意味に解して下さい。

例へば、一世帯に二人の寡婦、若くは準寡婦ある場合は、世帯主の者だけ姓名を書き世帯主でない該當者は只其の世帯の人員に擧がる丈けです。

○ カード記入に就いて

I、姓名及種別

該當者の姓名を記入し、寡婦のときは、

1. 寡婦 ☐ として下さい。

準寡婦のときは、

2. 準寡婦 ☐ として尚、

II、の欄の1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 項の何れかに該當することを示す爲に該當項を ☐ として下さい。

III、寡婦若くは準寡婦と共に居住居る子供(男女)を男女別に記入し、更に調査當時の子供の年齢を記入して下さい。

年齢は満何歳と云ふ事にして下さい。

(この子供は孫を含まないことを注意して下さい)

IV、住 家

自己の住家とは必ずしも自己所有の住家と云ふ意味ではなく、唯自己の住家が一家有ればよい

のです、此の場合には、

1. 自己の住家に□を付て下さい。
2. 他に同居

自己の家庭が室借して居るか、或は同居して居れば此の項の□を付けて下さい。

V、住家の状況及び世帯人員。

1. 室 数 自分の住家に室数が幾何あるか書いて下さい。
2. 疊 数 疊が何疊敷いてあるかを記入して下さい。
3. 世帯人員数 そこに一緒に住んで生計を共にして居る人々の数を残らず書いて下さい。

此の場合には勿論寡婦或は準寡婦及び子供の数も含まれます。

VI、寡婦若くは準寡婦及其の子供等をすべて除いた其他世帯人員で左にあげられて居るものに相当する人の数を記入して下さい。

例へば、1. 準寡婦の夫の項

準寡婦にして夫ある者は其の旨を其の項に記入して下さい。

2. 3. も之れと同様にして下さい
4. 5. 6. 7. の項には夫れに相當する人の数を記入して下さい。

VII、月収入 生活所要額及び不足額(註 概算にて可)

収入月額

1. 寡婦若くは準寡婦の収入が月均幾何になるか記入して下さい。
2. 家庭にある満十四歳未満の子供の収入があれば其の月均収入總額を記入して下さい。
3. 同上満十四歳以上の男女の平均月額収入總額を記入して下さい。
4. 官公私團體よりの補助

此の補助は金であると實物であるとを問はない若し實物の場合には金額に見積りして月均幾何になるか記入して下さい。

5. 其 他

其他種々の方面から這入つて来る月均収入總額を記入して下さい。

生活所要額及不足額

生活所要額

常時の状態の生活を續けるに必要な生活費を意味します。

貧困寡婦調査打合事項

(埼玉縣)

一、調査の目的及範圍(調査要綱第一)

イ、本調査は、十四歳未満の子女を自己の家庭に於て養育する寡婦及寡婦に準すべき者にして生活著しく困難なる爲扶助の必要ある者の状況を調査するものなるを以て出來得るだけ調査の正確を期せられ度きこと。

ロ、準寡婦と爲す者の範圍は調査要綱中第一項第1號乃至第7號の各號に該當するものなるも之が調査に當り配遇者又は夫とあるは内縁の夫をも含むものとして取扱はれ度きこと、但し此場合に於ては其の旨標記せられ度し。

4.「夫在監中の者」に就ては刑期の長短に關係なく調査すること、但未決を含まず。

7.「私生子ある者」とは内縁關係に至らざるものを意味す。

二、調査該當者發見の標準

該當者の發見に就ては先づ以て左記の者を主とし其の他出來得るだけ特に周到なる調査發見を行はれ度きこと。

イ、恤救規則、軍事救護法等に依り救助中の者若くは救助の必要ある者。

ロ、濟生會、共濟會等の診療券の交附を受くる者。

ハ、共濟會其の他の團體より救助を受くる者。

ニ、縣稅戶數割の免除を受くる者。

ホ、市村町吏員、警察官吏、社會事業家等に依つて貧困者たること判明し居る者。

三、前項以外に該當者發見の適切なる方法如何。

四、生活著しく困難なりと認むる標準

(一)本調査に於て生活著しく困難なりと認むるは左記生活費所要額に足るべき收入なきを標準とせられ度きこと。

イ、都會地

寡婦又は準寡婦にして子女一人を有する場合

貳拾圓

右の外

大人一人を増す毎に八圓、子女一人を増す毎に七圓を加ふるものとす。

ロ、村

寡婦又は準寡婦にして子女一人を有する場合

拾六圓

右の外

大人一人を増す毎に七圓、子女一人を増す毎に、六圓五拾錢を加ふるものとす。

(二)扶養義務者の有無

扶養義務者の有無は嚴密に調査するの必要なし貧困にして事實生活困難なる者は總て調査せられ度し。

五、調査方法 (調査要綱第三)

調査に當りては調査原票を用ひ被調査者に就き調査記入せられ度きこと。

六、調査原票蒐集方法及報告期限 (調査要綱第四)

イ、調査原票は市町村に於て取纏めの上本月二十五日限り(縣より社會局報告期限六月三十日)直接縣へ提出せられ度きこと。

ロ、調査原票は各大字順に其の市町村分を一括綴とし之に一貫番號を附され度きこと。

七、代表的實例の調査

本調査に當り最悲慘なる實例一、二を詳細調査報告相成度し。

八、調査進行の見込

市町村に於て調査着手の日

市町村に於て調査着手より終了迄に要する日數

縣より社會局へ報告すべき期限は本月末日限りにして絶體に延長を許さざる狀況に在るを以て出來得るだけ調査の進行を計り本月二十五日限り必ず報告せらるゝ様努められ度きこと。

調査原票記入に關する注意事項

一、調査者に依る記入上の注意

(一)調査者が方面委員なる場合(川越市)に於ては調査原票全部の記入を爲すこと。

(二)調査者が方面委員ならざる場合(各町村)に於ては調査原票第一項乃至第三項及第八項の記入を爲すこと。

二、調査時欄は調査者が調査を爲したる月日を記入すること。

三、調査地欄及市町村別調査原票番號欄は市町村に於て原票取纏の際記入せられたきこと。

番號は打合事項第六項ロ號に記載せる如く其市町村の一貫番號を算用數字にて記入すること。

四、第一項姓名及種別欄中調査時の年齢は調査當時に於ける寡婦若くは準寡婦の年齢を記入すること
寡婦若くは準寡婦の該當表示は同欄註に示せる如く□内に「レ」を記入すること。(例 ☒ 以下 ☐ の記入に就ては本例に據られ度きこと)

五、第二項準寡婦と看做すべき者の欄第2、第4、第5、第6の各號中内縁關係のものに付ては右方

□の左外側に内縁と標記すること。(例 ▢ 内縁)

六、第三項寡婦若くは準寡婦と共に居住する子女欄中子女の順位に就ては年齢の順位に依ること。

イ、寡婦若くは準寡婦と共に居住せざる子女ありたる場合に第三項欄下方へ必要事項を記入し不在の事由を年齢欄右方へ標記すること。

ロ、調査時の年齢は満を以て記入すること。

但調査上困難なる場合は数は年より一年を減じたるものを記入するも差支なきこと。

七、第四項住居欄中(1)自己の住居有 (2)他に同居の区分に就ては経済的標準を以て區別せられたきこと。

八、第五項住居の状況世帯人員欄中室數及疊數に付ては他に同居の場合は事實使用しつゝある範圍に付記入せられたきこと。

九、第六項寡婦若くは準寡婦及子女以外の世帯人員欄に付ては現に寡婦若くは準寡婦及子女と共に居住する第一號乃至第八號該當のものに付き記入すること。

一〇、第七項月収、生活所要額及不足額欄中「家庭にある子女」に就ては現に寡婦若くは準寡婦と共に居住する子女に付き記入せられ度きこと。

共に居住せざる子女の所得(家庭に送金するものある場合)ありたる場合は、第五號其の他は記入

すること。

一一、調査票に就て

本調査に要する調査係票は既に郡を通じ左の通り送付せるを以て、到着の上は調査に着手せられ度。

川越市	四〇〇枚
町	一五〇枚
村	五〇枚

大正十五年十月十三日印刷
大正十五年十月十五日發行

社 會 局

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地

印刷者 鷺 見 知 枝 麿

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地

印刷所 鷺 見 文 友 堂

電話京橋五三二二番